

第 1 5 号議案

中野区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和 3 年（2 0 2 1 年）3 月 1 2 日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

教育委員会事務局の分課等及び分掌事務を改める必要がある。

中野区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

中野区教育委員会事務局処務規則（平成31年中野区教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表子ども・教育政策課の項中「学校再編・地域連携係」を
「学校再編・地域連携係
子ども政策調整係」

に改め、同表学校教育課の項中「学校経営支援係」を
「学校経営支援係
教育情報システム担当係長」

に改める。

第4条第2項中「受け、」の次に「子ども・教育政策課（子ども政策調整係の分掌する事務に属するものに限る。）及び」を加える。

第5条第2項中「参事」を「参事（子ども家庭支援担当）」に改める。

第6条第1項中「学校再編・地域連携担当課長」を「別表第1に定める担当課長」に改め、同条第2項中「学校再編・地域連携担当課長」を「別表第1に定める学校再編・地域連携担当課長」に、「子ども・教育政策課学校再編・地域連携係の分掌する事務に関する事務」を「同表に定める事務」に改め、同条に次の1項を加える。

3 別表第1に定める子ども政策担当課長は、参事（子ども家庭支援担当）の命を受け、同表に定める事務をつかさどり、当該事務に従事する職員を指揮監督する。

第8条第2項中「別表」を「別表第2」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

（担当係長及びその職責）

第8条の2 学校教育課に第2条に規定する担当係長を置く。

2 前項の担当係長は、学校教育課長の命を受け、別表第2に定める

事務をつかさどり、当該事務に従事する職員を監督する。

第9条第1項中「係」の次に「（担当係長を含む。以下同じ。）」を加える。

第14条中「前11条」を「第3条から前条まで」に改める。

第15条中「別表」を「別表第2」に改める。

別表中「第8条」の次に「、第8条の2」を加え、同表子ども・教育政策課の項中「

	学校再編・地域連携係	1 区立学校の再編及び改築整備の調整に関すること。 2 学校と地域との連携及び支援に関すること。
--	------------	---

」を「

	学校再編・地域連携係	1 区立学校の再編及び改築整備の調整に関すること。 2 学校と地域との連携及び支援に関すること。
	子ども政策調整係	子ども政策に係る総合調整に関すること。

」に改め、同表学校教育課の項中「

学校経営支援係	1 課内の庶務及び経理に関すること。 2 学校支援調整に関すること。 3 学校経営支援に関すること。 4 教員の働き方改革推進に関すること。 5 学校におけるICT推進に関すること。 6 課内他の係に属しないこと。
---------	--

」を「

学校経営支援係	1 課内の庶務及び経理に関すること。
---------	--------------------

	2 学校支援調整に関すること。 3 学校経営支援に関すること。 4 教員の働き方改革推進に関すること。 5 学校における I C T 事務に関すること。 6 課内他の係に属しないこと。
教育情報システム担当係長	学校 I C T 環境の運用支援に関すること。

」に改め、同表を別表第 2 とし、附則の次に次の 1 表を加える。

別表第 1（第 6 条関係）

担当課長	分掌事務
学校再編・地域連携担当課長	子ども・教育政策課学校再編・地域連携係の分掌する事務に関すること。
子ども政策担当課長	子ども・教育政策課子ども政策調整係の分掌する事務に関すること。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。